

保護者の皆様

千葉市立草野中学校
校長 山田 雅一

気象警報発表時の登校について（お願い）

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。
さて、千葉市立学校では、気象警報発表時においては、臨時休業またはその他の非常措置を行っております。
つきましては、本校においても、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 『暴風警報』や『暴風雪警報』及び大雨、暴風、暴風雪、大雪の『特別警報』や『避難指示』発表時における措置

午前7時において、千葉市内（千葉県全域または千葉市）『暴風警報』や『暴風雪警報』あるいは、大雨、暴風、暴風雪、大雪の『特別警報』や『避難指示』が継続中の場合、その日は「臨時休業」とします。

- (1) 午前7時までに『暴風警報』や『暴風雪警報』あるいは、大雨、暴風、暴風雪、大雪等の『特別警報』や『避難指示』が解除になった場合は、臨時休業ではありません。気象の状況を確認し、無理のないように登校させてください。
- (2) 「臨時休業」となった日の給食は休止となります。また、非常変災による給食休止のため、給食費の返金はできません。
- (3) 登校後に『暴風警報』等が発表された場合は、下校時刻を変更して下校させる場合があります。

2 『暴風警報』『暴風雪警報』以外の大雨・大雪等の警報の発表時における措置

保護者の判断で登校させてください。保護者の判断で登校を見合わせた場合は、欠席や遅刻とはなりません。

3 子どもたちの安全確保のために

大雨・暴風・大雪等の非常変災、その他の緊急事態の時には、ご家庭でも次の点についてご協力ください。

- (1) 大雨・暴風・大雪等の非常変災時の登校には、思わぬ危険があります。危険箇所や持ち物について配慮していただくとともに、無理して登校させないようにしてください。
- (2) 警報・注意報が解除され、風や雨がおさまった後でも、通学路に危険がないかどうかを確認して登校させてください。
- (3) 大雨・暴風・大雪等の際に、遅刻・早退する場合には、学校（学級担任）に必ず連絡してください。

※ この文書は、よく読み、大切に保管してください。

【参 考】

	警報発表状況	保護者の対応	学校の対応		
			授業の扱い	給食	出欠席
登校前	午前7時の時点で「暴風警報」「暴風雪警報」大雨、暴風、暴風雪、大雪の「特別警報」や「避難指示」が、継続中の場合	登校させない。	臨時休業 ※学校から連絡しない場合もあります。	全市一斉中止	遅刻・欠席にはならない。
	「暴風警報」「暴風雪警報」を伴わない大雨、大雪等の警報が、発表中の場合	保護者が安全と判断した場合に登校させる。	原則として平常どおり。	原則として平常どおり。	登校を見合わせても、欠席・遅刻にはならない。
登校後	「暴風警報」「暴風雪警報」大雨、暴風、暴風雪、大雪の「特別警報」や「避難指示」が、発表された場合	学校からの連絡により対応する。	授業を繰上げて下校させる。 ※学級連絡網やメール等で連絡します。	状況を見て対応。	早退にはならない。
	「暴風警報」「暴風雪警報」を伴わない大雨、大雪等の警報が、発表された場合		原則として平常どおり。	原則として平常どおり。	

<保護者引き渡しの連絡があった場合の留意点>

- 保護者は、携帯連絡メールや学級連絡網等による学校からの連絡を確認し、お子様を引き取りに来てください。保護者がお見えになるまで、お子様は学校でお預かりいたします。
- 保護者の代理の方が引き取る場合は、必ず保護者が学校へ連絡してください。連絡がない場合には、引き渡しができない場合もあります。

なお、「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合とは、「千葉県全域」、「千葉市」のいずれかに警報が発表されている状態を指します。

気象情報については、テレビ等のメディア、インターネットで確認してください。

千葉市のホームページにアクセス (<https://www.city.chiba.jp/>) して、千葉市防災情報サイトの注意報・警報からも得ることができます。

保護者の皆様

千葉市立草野学校
校長 山田 雅一

地震・津波に備えた対策及び大規模地震時の対応について

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

首都圏においては、近い将来、大規模地震が高い確率で発生すると言われており、本市においても被害想定がされています。本校では、非常時に備えた対応を下記のとおりとしておりますので、内容をご確認ください。

記

1 学校における日常の地震・津波対策

- (1) 学校施設の安全点検
定期的な校舎の安全点検の実施、転倒物・重量物等の転倒防止対策 等
- (2) 学校施設設備の状況の確認
- (3) 生活用水、防火用水の確保
- (4) 防災地図（ハザードマップ）等による地域の実態把握
通学路や地域の危険箇所の把握、学区の災害リスクの把握、広域避難場所までの経路の確認 等

2 避難訓練・防災教育の充実

- (1) 避難訓練
①年間を通して教育課程の中に位置付け、児童生徒が目的を理解しながら実施
②通常の避難訓練に加え、引き渡し訓練や避難場所を考慮した訓練等、より実践的な訓練の実施
- (2) 防災教育
①各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等学校教育活動全体を通し、防災教育を実施
②避難訓練を通して、適切な状況判断力と冷静な行動力の定着

3 大規模地震時の初期対応

- (1) 児童生徒の在校中に地震が発生した場合
①安全確保行動（活動場所で身を守る行動）
②避難場所への移動（「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」）
③判断 情報をもとに、「通常下校」、「集団下校」、「保護・引き渡し」等、判断する。

【「保護・引き渡し」について】

千葉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、学校で児童生徒を保護する。

学校施設の被害状況、電気・水道・ガス等の状況、大津波警報・津波警報の発表状況等を把握し、「自校内で保護」か「別の場所（広域避難場所等）で保護」か判断する。

学区や通学路の状況、保護者の帰宅情報等を十分に確認した上で、引き渡しを行う。

- ・「引き渡しカード」を活用し、確実に保護者等に引き渡す。
- ・保護者が帰宅困難等で、引き渡しが遅れる場合は十分に配慮する。

- (2) 児童生徒の登下校中に地震が発生した場合
①看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物から身を守る。（安全確保行動）
②登下校中に地震が発生した場合には、原則として、学校に向かう（戻る）こととする。
③登下校中でも、学校よりも明らかに自宅に近い場合や、途中で他の学校・公民館等の避難場所がある場合などは、学校ではなく自宅や避難場所に避難する。
④地震発生時や直後には危険な場所には近づかない。（余震が起こることを想定して行動）
- (3) 児童生徒の在宅時に地震が発生した場合

児童生徒の下校後から翌日午前7時までの間に、市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は自宅待機とする。解除の連絡は、校内および学区の安全を確認した後、学校ごとに保護者へ行う。